

市川市医療的ケア児保育検討会設置要綱

(設置)

第1条 保育園等への入園を希望する医療的ケアを必要とする児童（以下「児童」という。）の利用可能な保育サービスについて協議を行うとともに、児童の受入に必要な体制について協議するため、市川市医療的ケア児保育検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療的ケアの状況に関すること。
- (2) 身体の発達、健康状態等における特に留意すべきこと。
- (3) 保育園等での生活において必要となる医療的ケア等の内容及び程度に関すること。
- (4) 保育園等での施設、整備等における特に配慮すべきこと。
- (5) 関係機関等が連携及び協力すべきこと
- (6) 保育園等における児童の受入れ体制に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) こども家庭部幼保施設管理課長
- (2) こども家庭部幼保施設管理課副参事
- (3) こども家庭部こども施設入園課長
- (4) こども家庭部発達支援課長
- (5) 医師 2名

2 会長は、こども家庭部幼保施設管理課長をもって充て、会務を総括する。

(運営)

第4条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 会長は会議録を作成し、これを保持しなければならない。

(協議方法)

第5条 検討会は、次に掲げる資料等を基に協議する。

- (1) 医療的ケア問診票
- (2) 医療的ケア実施申込書
- (3) 医療的ケアに関する主治医意見書
- (4) その他検討会が必要と認める資料

(意見の聴取)

第6条 検討会は、第2条に規定する所掌事項を協議するに当たり、必要に応じて児童の保護者、主治医の意見を求めるものとする。

(報償金)

第7条 本市職員以外の委員が検討会に出席した時は、予算の定めるところにより報償金を支払う。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、こども家庭部幼保施設管理課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。